

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高畠町長 高梨 忠博

市町村名 (市町村コード)	高畠町 063819
地域名 (地域内農業集落名)	糠野目① (三軒屋、上町、仲町、宮町、家中、共栄、上平柳、蛇口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日(第1回) 令和5年12月19日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手の不足や後継者が少ない状況にあり、個々の経営規模の拡大も限界が近づいている。
 ・耕作している農地が分散しているため作業効率が上がらず、面積を拡大することが難しい現状にある。
 ・集落内で高齢化が進んでおり、今後離農される方が増加すると思われる。
 ・持続的に農地の利用を図るために地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心として、小麦・大豆・飼料用米などの作付けを行い、水田の有効活用を今後も図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	309.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	228.79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地の分散化という課題を解決するために、水系ごとに農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農道、用排水、暗渠排水等の整備、農地の大区画化等、基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手だけで担うのは限界があるため入作や新規就農者、雇用就農者を積極的に受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②一部の経営体において有機栽培や特別栽培を今後も継続していき、環境に配慮した農作物を生産する。
- ④一部の経営体において輸出を今後も継続していくとともに新たな輸入先国を開拓し、販路拡大につなげていく。
- ⑦担い手の負担が増加することを回避しながら多面的機能直接交付金の活用を検討する。